

令和4年度公立甲賀病院組合行政監査報告書（第3四半期）

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、公立甲賀病院組合の事務の執行につき行政監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 日時 令和5年1月26日（木）10時31分から

2. 場所 本院 診療棟3階 会議室3

3. 監査対象

公立甲賀病院組合一般会計

4. 監査委員

辻 惠子（識見を有する者）

堀田 繁樹（議会選出者）

5. 出席者

公立甲賀病院組合

会計管理者 岸村 守

事務局長 玉木 正生

6. 監査・方法

(1) 書類の審査

(2) 資料に基づく説明の聴取

7. 重点項目

監査を効果的に実施するため、次のとおり重点項目を設定した。

- (1) 公立甲賀病院文書取扱規定について

8. 監査結果

重点項目に関して、関係書類・諸帳簿等の提示を求めると共に、担当職員から説明を聴取し、監査を実施した結果は下記のとおりである。

- (1) 現在組合は事務局1名からなるが、規定には実態にそぐわない表現が見られる。見直しをお願いしたい。
- (2) 回議書の様式が現状に即していない。早急に変更すべきである。

令和5年1月26日

公立甲賀病院組合

管理者 岩永 裕貴 様

監査委員

辻 恵子

監査委員

堀田 繁樹

